

結婚新生活支援事業Q & A

婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や、婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となりますか。

→夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば、婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居していた物件であれば、婚姻後に生じた費用に限り、補助の対象となります。

夫婦の親などの親族が同居する場合にも補助の対象となりますか。

→対象となります。

ただし住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦いずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦いずれかが行っていることが必要です。

契約名義が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合は対象となりますか。

→対象となりません。

契約名義人は夫婦の親ですが、夫婦いずれかの口座から住宅賃借費用又は住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか。

→対象となりません。

婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も、補助の対象となりますか。

→対象となります。

ただし生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象です。

月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができません。

→家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ切り分けができない場合は、駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。

婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となりますか。

→対象となりません。

住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱はどうなりますか。

→不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得単価を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。申請者から売主に確認し、必ず建物代だけの申請をお願いします。

引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか。

→引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります。（不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用などは対象外となります。）

再婚世帯も対象となりますか。

→対象となります。しかし、夫婦の一方または双方が本補助金の交付を受けたことがあることは対象となりません。

事業実施期間内に複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象となりますか。

→井川町内での転居、井川町への申請かつ補助上限額の範囲内に場合に限り2回目以降の転居も補助対象とすることができます。